

小委員会交渉 「被服貸与基準等の見直しについて」(9/12)

## 事務服廃止、 別寸の取り扱い変更について協議

組合は、2017年9月12日（火）上本町共通会議室で、8月30日の団交で当局から提案された「被服貸与基準の見直しについて（水労ニュースNo.2参照）」の第1回目となる小委員会交渉を行った。

交渉では、先ずは被服に対する組合の基本的な考え方として、「被服改善を通じ、暑さ対策などの快適性の向上・安全衛生の更なる向上等につなげる事である」と述べ、当局の誠意ある対応を求め協議に入った。

事務服の貸与基準については、廃止理由として挙げられている事務服の着用率に低下に対する疑問として「これまで労使協議の上、貸与基準を定めていたのに、いつからか事務服の着用指導ではなくワイシャツとスラックスとの指導がなされ、着用率が下がったのではないか」と問い合わせし、当局からは「勤務実態に応じて適宜社会通念上ふさわしいマナーと思われる服装も可能としているところではあるが、この間、廃止に向けて指導してきたという事実はない」と回答がされた。

続いて、事務服廃止後の現行事務服の経過的取り扱いと、作業服が必要と考える対象外職場への対応、技術・技能職員に対する貸与数量、貸与周期について確認し、選択パターンを増やすなどの対応を求める。また、別寸の取り扱いについては、規格サイズ等の種類を確認し、採寸を行わないならサイズ表や見本を用意するよう要望した。

当局は、現行事務服の経過措置については「経過措置に関しては、現場作業を行う事務職員への作業服の貸与が平成30年度になることから、事務職員に作業服が貸与されるまでの期間については引き続き現在の事務服を着用可能としてまいりたい」と回答があり、提案外の作業服を必要と要望する職場への対応については、「もしも業務上、必要ということであれば、これまで業務上、必要な場合は所属からの依頼に基づき対応を行ってきたところであり、これからも柔軟な対応をしてまいりたい。」と回答がされた。

協議した内容について、快適性・安全衛生の更なる向上につながるよう、再度持ち帰り、組合内部で検討することとし、小委員会交渉を終了した。

### 【交渉要旨】

#### （局）

- ただ今より、被服貸与基準等の見直しについての小委員会交渉を始める。
- 早速ではあるが、労働組合のご意見をお伺いしたい。

#### （組合）

- 被服の貸与基準の見直しについて、8月30日の団体交渉で提案されたところである。一旦持ち帰り、この間、組合内部において内容を精査したところ、提案の根本である事務服の廃止内容や提案内容の不明点、提案内容に対しての疑問点があるので、再確認させていただく。また、本日の小委員会交渉において、われわれが集約した職場の思いを示し、被服を通じての暑さ対策などの快適性の向上・安全衛生の更なる向上等につながるよう考えているので、当局の誠意ある対応をよろしくお願ひをする。

（次頁に続く）

まず、提案の根本である事務服の廃止理由について確認させていただく。

当局として、事務服の役割がいつ終わったと考えているのか聞かせていただきたい。そもそも、労働組合と協議し事務服の貸与基準を定めていたのに、いつからか、事務職は本庁を中心にワイシャツとスラックスとの指導がなされ、着用率が下がったのではないかと労働組合としては分析している。被服の労使協議を無視した局の姿勢や、職員に対する指導がなされたとの疑惑がある。その結果が、この着用率ではないかと考えている。

これらの観点から、事務職に対する事務服の着用指導をこの間してきたのかどうか？当局は、事務服の役割が終わったと一方的に判断し、組合に相談なしに廃止に向け指導してきたのではないか？

(局)

- 貸与被服に関しては、安全衛生上などの観点から原則として着用を義務付けている。なお、勤務実態に応じて適宜社会通念上ふさわしいマナーと思われる服装も可能としているところではあるが、この間、廃止に向けて指導してきたという事実はない。

(組合)

- まず、現在貸与されている事務服について確認させていただく。

「着用状況を踏まえ、見直しを行う」とのことだが、お客さま対応や業者対応時等に制服としてや空調による体温調節、ワイシャツの汚れを防ぐ等、着用する理由は様々だが、事務服を常用している職員も多数いる。廃止と同時に着用禁止とするのではなく、経過措置を図る等の考えはあるのか確認したい。

(局)

- 旧の被服は混在する状況は、お客さま対応にとって好ましくなく、着用は禁止としていきたいと考えている。なお、経過措置に関しては、現場作業を行う事務職員への作業服の貸与が平成30年度になることから、事務職員に作業服が貸与されるまでの期間については引き続き現在の事務服を着用可能としてまいりたい。

(組合)

- 次に、事務職員への作業服の貸与についてであるが、「現場対応が見込まれる一部の事務職員に対して作業服を『永年』として貸与する」とのことだが、貸与対象となる職場について確認させていただく。

8月30日の団体交渉で、水道センターの庶務・料金・未納・及び水質試験所を除く庁外所属と提案を受けた。持ち帰って各分会に「作業服の必要性」を確認したところ、本庁ブロックでは、給水課量水器担当でメータ盗難等の現地調査の際に工水の遠隔メータ等汚れるところに行くために作業服が必要である。

配管ブロックでは、庶務担当の一部で、固定資産・在庫管理等の整理や契約事務に伴う現場及び確認作業、庁舎管理上の草刈り・水まき等の作業時に作業服が必要である。

営業ブロックでは、未納整理担当が委託業者がトラブルとなった現場でお客さま対応をするため制服の機能として必要。またその際に、メータ確認作業などが伴うため作業服が必要である。

以上の職場で現場作業が伴う職場と判断しているため、作業服の貸与をお願いしたい。

(局)

- ただいま、各課における貸与の要望があったところであるが、当局としても関係課には事前に現場対応の頻度や業務内容の確認を行ったうえで必要性を精査し、提案を行っているところである。

もしも業務上、必要ということであれば、これまでも業務上、必要な場合は所属からの依頼に基づき対応を行ってきたところであり、これからも柔軟な対応をしてまいりたい。

(組合)

- 次に、別寸の取り扱いの変更について確認させていただく。団体交渉で、「市長部局において、基準を設けて以降、作業安全上の支障が出たという話はない」とのことだが、水道局と市長部局とは当然ながら作業内容に違いがあるので、再度詳細まで確認させていただく。

規格サイズの種類、仕立て直すことができる箇所、入札業者によってサイズは変わらないのかを教えて頂きた。また、採寸をしないということならサイズ表や見本を用意していただきたい。

(局)

- 規格サイズについては、これまでと変わらず同じ種類を準備させていただき、そこから別寸の基準を設けてま

いりたい。

なお、受注業者には規格サイズ等の寸法どおり納品するよう仕様書にも定めており、受注業者によってサイズが変わることはない。

また、提案内容では本人からの申告となるところではあるが、仕立て直しの箇所としては、要綱の寸法表にあるとおり、上衣で言えば「胸廻り」、「着丈」、「肩幅」など、ズボンで言えば「胴廻り」、「尻廻り」、「総丈」など、記載のある全ての箇所としてまいりたい。

別寸調査の際には、規格サイズの表を添付するとともに、必要に応じて規格サイズの見本も用意していきたい。

(組合)

- 防寒作業服についてであるが、事務職員の対象となる所属では、現場作業が頻繁にあるとの判断から貸与が必要と考えるが、当局としての考えはどうか。

(局)

- 当局としては、これまでも、事務職員については頻繁に長時間、現場に出る職場以外は防寒作業服の貸与を行ってきていなかったところである。これまでと業務内容も変わっていないこともあり、引き続き貸与はしない取扱いとしてまいりたいと考えている。

(組合)

- 再貸与について3点確認させていただく。まず、「破損等のために使用不能となった場合に限り、現品との交換により再貸与」となっているが、破損と判断する基準は想定しているのか。次に、破損した当日に交換できるのか。最後に、在庫管理について、どこの所属がどういった形でしていくのか確認させていただきたい。

(局)

- 破損等の考え方としては、破れて中の生地が見えているような状態や完全に千切れた状態、広範囲に渡る洗濯しても落ちない汚れなど、着用に支障がある場合を考えている。

なお、再貸与にかかる時間としては、連絡を受けて1～2日あれば対応可能である。また、在庫管理に関しては、現在と同じく職員課が庁舎内の倉庫で行うことになる。

(組合)

- 技術・技能職員の冬作業服及び夏作業服の貸与数量についてであるが、提案では、「冬作業服が上衣1着・ズボン2着で夏作業服が1着」としているが、夏作業ズボンの方が破損も激しく、洗い替えも必要なことから、「夏作業服を上衣1着・ズボン2着にし、冬作業服を1着」とする方が理に適っていると考えるがどうか。

また、局間異動してきた職員は水道局の作業服を持っていないので、一着では替えがない。作業服の予備は必要なので、初年度に複数枚貸与をお願いする。現状では他の職員の協力で作業服を集めたりしているが、本来、必要な枚数は局から貸与すべきである。

(局)

- 夏作業服の着用期間は、現行7～9月となっており、通年で着用できる冬作業服と期間に差があるため、冬ズボンを2着にしている状況である。

ただし、実態と基準が合っていないということであれば、当局としても今後、調査を行ったうえで一定整理する必要はあると考える。

なお、局間異動者については、業務上の必要に応じて、所属からの依頼に基づき貸与を行うなど、柔軟な対応を行ってまいりたい。

(組合)

- 最後に、貸与周期について確認させていただく。今回提案は、労働組合より2017年度職場改善要求において要望を行った、「予算内で夏・冬作業服の支給枚数バランスを個人で調整する支給方法」に沿っての提案であると判断している。

提案されたパターン①・②により、これまでの貸与周期にくらべかなり前進した内容と考えるが、要望の理由が当局の述べる「夏場の洗い替え」だけではなく、現場作業により破損状況が異なるため、冬作業服が不足する場合もある。パターン③夏0組、冬2組を加えることで問題回避できると考えるがどうか。

**(局)**

- 今回、提案した選択制については、労働組合からの要望である「作業服における夏場の着替え」に対応するよう見直しを行ったものである。  
現場作業により冬作業服が必要となる場合は、これまでどおり夏1組、冬1組を選択していただければ対応可能であると考えている。

**(組合)**

- 本日は、提案の根本である事務服の廃止内容や提案内容の不明点、提案内容に対しての疑問点について、説明を受けた。われわれとしても、今回の見直し内容は、どれもが非常に重要な内容であると考えている。快適性の向上・安全衛生の更なる向上につながるよう、一旦持ち帰り、組合内部で検討することとしたい。

**(局)**

- それでは、小委員会交渉を終了する。